

独立行政法人等関連資料

- 1 独立行政法人制度の主な特徴
- 2 独立行政法人制度をめぐる最近の動き
- 3 その他

1 独立行政法人制度の主な特徴

(1) ガバナンス

- ① 法人の長への権限の集中
 - ・ 役員（理事）の任免権は法人の長に集中
- ② 必要最小限度の陣容の整備
 - ・ 役員数の上限は個別法で規定
 - ・ 外部監事（社外監査役）の設置
- ③ 企業的経営手法による業務・財務運営
 - ・ 業績主義に基づく人事管理
 - ・ 企業会計原則を基本とした会計処理
 - ・ 民間大企業並みの会計監査人による監査
 - ・ 外部監事（社外監査役）の設置
- ④ 業務の透明性の確保（情報の公開）
 - ・ 業務・財務運営にかかる広汎な事項の公表
 - ・ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」による法人文書の開示、積極的な情報提供

(2) 政府との関係

- ① 中期的な目標管理と第三者による事後評価
 - ・ 主務大臣が中期目標（3～5年）を設定し、法人が中期計画を策定
 - ・ 中期目標においては、効率化目標を提示
 - ・ 各府省の評価委員会（外部有識者）が法人の業務実績を評価
 - ・ 総務省の評価委員会が各府省の評価結果を横断的に評価
- ② 廃止・民営化を含めた業務・組織全般の定期的見直し
 - ・ 中期目標期間終了時に主務大臣が業務・組織全般の検討・見直し
- ③ 主務大臣の過剰な関与の排除
 - ・ 主務大臣の関与事項は法令で限定

(3) 業務運営の効率化

- ① 人件費
 - ・ 平成18年度以降の5年間で、平成17年度比5%以上削減
（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第53条第1項）
 - ・ 法人の長の報酬は各府省事務次官の給与の範囲内
（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定））
 - ・ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、その理由及び講ずる措置について公表
（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定））
- ② 一般管理費及び業務費
 - ・ 中期目標において一般管理費及び業務費の削減目標が提示され、それを受けた中期計画に基づき削減を実施（行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）及び独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針（平成19年8月10日閣議決定））

<関連法令等>

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）

（独立行政法人等における人件費の削減）

第五十三条 独立行政法人等（独立行政法人（政令で定める法人を除く。）及び国立大学法人等をいう。次項において同じ。）は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度における額からその百分の五に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組まなければならない。

2 （略）

- 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

① 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。

ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。

イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。

ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。

エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。

オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。

② 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。

③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

- 行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

(1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

ア 平成17年度末に中期目標期間が終了する24法人について、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）

に基づき厳しく見直し、「平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 17 年 11 月 14 日政策評価・独立行政法人評価委員会）に沿った措置（概要は別表 1 のとおり）を講ずる。これにより

- ① 24 法人は 20 法人に整理・統合（平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する法人は 56 法人あり、昨年はそのうち 32 法人について見直しを実施。昨年及び本年の見直しにより、56 法人は 42 法人に整理・統合。）
- ② 19 法人の役職員の身分は非公務員化（昨年及び本年の見直しにより、51 の特定独立行政法人中、44 法人の役職員の身分が非公務員化。）される。

これらの法人の新たな中期目標については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人に関する有識者会議の指摘に沿って、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、厳格かつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すことにより、一層効率的な業務運営を目指す。

● 独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）

2. 運営の徹底した効率化（独立行政法人の効率化）

（1）可能な限りの効率化の徹底

- ② 一般管理費や業務費（営業費用）の削減努力を継続的に行う。このため、引き続き中期目標期間における一般管理費・業務費の効率化目標を設定する。

● 年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標期間の業務実績の最終評価結果（厚生労働省独立行政法人評価委員会（平成 22 年 8 月 27 日））

2. 具体的な評価内容

（1）業務運営の効率化に関する措置について

（略）

他方、高度な専門知識を有する人材の維持のためにも、全独立行政法人一律の人件費削減目標については、慎重に検討していただきたい。

2 独立行政法人制度をめぐる最近の動き

独立行政法人の抜本的な見直しについて

〔平成 21 年 12 月 25 日〕
閣 議 決 定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。

また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

- (4) 今後、下記 2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成 21 年 11 月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共の見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

- (1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事

務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。ま

た、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。

- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

- (2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」については、純減目標数から平成 22 年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041 人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174 人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。
- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

3 その他

○ GPIFの事務所移転計画について

年金積立金管理運用独立行政法人の主たる事務所については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第4条において神奈川県に置くこととされているが、同法附則第7条及び同法施行令第8条の規定に基づき、当分の間（平成27年3月末まで）東京都に置かれているところ。

（参考）

●年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）

（事務所）

第四条 管理運用法人は、主たる事務所を神奈川県に置く。

附則

（事務所に関する経過措置）

第七条 管理運用法人は、政令で定める日までの間、第四条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

●年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成16年政令第366号）

（主たる事務所を東京都に置く期限）

第八条 法附則第七条の政令で定める日は、平成二十七年三月三十一日とする。